

生徒指導規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、東広島市立寺西小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的、自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校・登校班の編成)

第2条 登下校は、社会の一員として、交通ルール・マナーを守って安全に行う。

1 登下校は、原則登校班で行う。下校については毎週月曜日に学級下校、木曜日に一斉下校、その他の曜日に学年下校を行う。(行事等の関係で他の曜日も学年・学級下校となる場合もある。)

2 登下校は、班長が先頭、副班長が最後尾になり一列で行う。なお下校の際は、集合場所まで一列で帰る。ただし、集合場所までに自宅がある児童は、その限りではない。

3 登校班で登校する際は決められた集合場所、集合時刻を守る。学級下校の場合も、同じ地域の児童で帰る。

4 登校班は次のように編成する。

一 登校班は、地域の実行委員が主となって編成する。

二 登校班の班長は、原則、その班の最高学年が務める。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登下校・遅刻・欠席・早退・外出については、望ましい生活習慣づくりをするために次のようにする。

一 登校時刻は、7時40分から7時55分の間とする。

二 始業時刻は、8時10分とし、座席についておく。

三 終業の後は、速やかに登校班で下校する。但し、補充学習・指導等で、学校に残る場合は担任等が保護者に連絡をとり、校長の許可の下、学習等を行うことができるものとする。

四 遅刻及び欠席の場合は、8時00分までに、保護者がその事由をポータルサイトにて学校に連絡する。連絡帳に事由を書いて届けるか電

話での連絡でもよい。

五 体調不良等による早退の場合は、担任が保護者に電話連絡をする。事前に家庭の都合等で早退をすることが分かっている場合は、前記四の遅刻及び欠席の場合と同様とする。

六 登校後は校外に出ない。

(頭 髪)

第4条 頭髪については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中するため、次のようにする。

一 髪型は、奇抜な髪型(一部だけを極端に長くしたり、短くしたり、そりこむ)は禁止する。長い場合はゴムで束ねるようにする。

二 頭髪の長さは、前髪は、目にかからないようにする。前を黒、紺、茶のピンで留めてもよい。髪が肩にかかる場合には、黒、紺、茶のゴムで1本または2本に束ねる。三つ編みも可。

三 染色・脱色・各種パーマ・着毛・整髪料は、禁止する。但し、疾病等の理由があれば、その限りではない。

(化粧・装飾・装身具、不要物)

第5条 化粧(色つき・匂いつきリップも含む)をしたり装飾・装身具(ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・ミサンガなど)を身に付けたりしない。

1 携帯通信機器全般、ゲーム、化粧品、お金、菓子、刃物等の危険物、その他、学校での学習活動に不必要なものの持込は禁止する。

2 読書用の本の持込は可能とする。ただし、マンガは禁止する。

(服 装)

第6条 基準服等の服装は、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中できるようにするために次のようにする

一 服装は、基準服(襟なし紺色ダブル型)、白シャツ(カッターシャツ・ポロシャツ・ブラウス可)、半ズボン、紺色プリーツスカート、靴下(白を基本とし、黒、紺、グレーも可、ワンポイントも可、レース等の飾りは不可)、白運動靴(ライン、ワンポイントのないもの)、とし、左胸には、学校購入の名札を付けるものとする。

二 半ズボン・スカートの長さは、極端に長いものや短いものは着用しない。(スカートの長さは、膝が隠れる程度を基本とする。)

三 基準服は、季節、気温や体調に応じて、着たり脱いだりすること。

四 寒い日（冬）の服装は、一にある服装を基本として、ベスト・セーター（紺）、手袋、マフラー、ジャンパー、長ズボン（黒、紺）、ウインドブレーカー、耳当て（周囲の音が聞こえない場合は不可）等を必要に応じて着用してもよい。校舎内ではウインドブレーカーパンツは着用しないこと。ベスト、セーターは、基準服の中に着ること。マフラー、ジャンパー、ウインドブレーカー等は、登校後ランドセルの中に入れることとする。その他の保温用具（カイロ等）は原則として使用しない。

- 1 体育時の服装は、襟付き体操白シャツ、記名したもの、クォーターパンツ（紺色）、赤白帽子（あごひも付き）とする。水泳の水着は、スクール水着（紺色）とする。
- 2 上靴は、白色とし、かかと部分と前のゴムの部分の2箇所記名し、かかと部分を折らずに履く。

（持ち物・学習用具など）

第7条 自分の持ち物には、すべて記名する。

- 1 筆箱（3年生以下は原則として箱型）には、2B、Bの鉛筆5、6本（シンプルなもの望ましい）、赤青鉛筆、15cm程度のものさし、消しゴム（シンプルでない物）を入れておく。鉛筆にキャップは使用しない。（1～3年）
- 2 1、2年生の下敷きは、硬筆習字用無地のものを使う。3～6年生についても1、2年生に準じるものを使う。
- 3 お道具箱には、のり、はさみ、色えんぴつ、クレヨン、名前ペン（ネームペン）等を入れておく。
- 4 ランドセル・筆箱に、キーホルダー・お守り・鎖・鏡等の飾りを付けない。

（校内の生活）

第8条 校内では、落ち着いて過ごすとともに安全面に注意する。

- 1 時計を見て、早めの行動を心がける。
- 2 廊下は、静かに右側を歩く。特別教室への移動は、担任等が先導し、2列で移動する。
- 3 校内放送は、動きを止め、立ち止まって聞く。
- 4 学校内で出会った人には、気持ちのよい挨拶をする。
- 5 流しで、習字道具や絵の具道具は洗わない。家庭で洗って持ってくる。
- 6 特別教室（理科室、音楽室、家庭科室、図書室

等）には、許可なく入室しない。

（授 業）

第9条 授業に意欲的に取り組み、学力向上をめざす。

- 1 時間を守る。
- 2 授業前後のあいさつや呼名時の返事は、気持ちのよい声と態度で行う。
- 3 授業を妨害（私語、立ち歩き、奇声、暴言、教師の指示に従わない等）はしない。

（休憩時間）

第10条 大休憩は、原則、体力向上、仲間作りをめざし外に出て遊ぶ。昼休憩は、外遊び、読書、自主学習、担任等による補充学習、その他の取組（大地の響、「わくわく寺西フェスタ」、球技練習等）をして過ごす。

- 1 休憩時間は、ボール、遊具等、図書等を積極的に活用し、有意義に過ごす。その際には、別に定める、「遊びのきまり」、「図書室利用のきまり」を守る。

2 休憩時間は、用事がないのに他の教室へ行ったり、廊下で遊んだりしない。

（保健室の利用）

第11条 体調がすぐれないとき、けがをしたときの観察・休憩や救急処理等を施す場合において保健室を利用することができる。保健室利用にあたっては次のように定める。

- 一 利用時間（観察・休憩）は1時間程度とする。体調の回復が見込めない場合は学校から保護者に連絡をし、保護者が迎えにくる。怪我をして病院へ行く必要がある場合は、保護者との連携のもと病院に連れて行く。
- 二 児童は、保健室を利用する際には、その趣旨を必ず担任に伝える。緊急の場合においては、その限りではない。
- 三 保健室を利用する児童に対して養護教諭は、体温・脈拍・顔色・外傷等の確認を行う。休憩等の必要がある場合は、担任との連携をし、保健室で適切に休憩等をさせる。休憩の必要がないと判断された児童は、休憩ができない。

（給 食）

第12条 給食は、清潔を心がけ、マナーを守り、おいしく食べるために、次の点に気をつける。

- 一 石鹸で手を洗いアルコール消毒をする。

- 二 机の上・配膳台をきれいにふく。
- 三 給食当番は、エプロン・マスク・帽子を正しく着ける。
- 四 配膳中は、読書などをして静かに待つ。
- 五 給食放送が終わった後に、食べた児童から片付けを行う。
- 六 合掌の後、掃除に備え、机を後ろに下げる。
- 七 12時55分までにワゴンを運ぶ。

(掃 除)

第13条 掃除は、すみずみまで一生懸命行い、よりよい生活環境を作るために、次の点に気を付ける。

- 一 無言で掃除場所に行き、準備をする。
- 二 無言で時間いっぱい掃除をする。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

第14条 校外での生活は、保護者責任を基本とするが、保護者・地域・学校の三者で児童の健全育成を図っていく観点から、次のように規定する。

- 一 午前10時までは、自宅で過ごす。保護者と一緒の場合は、この限りではない。
- 二 昼食時間は、自宅で過ごす。保護者と一緒の場合は、この限りではない。
- 三 決まった時刻までに、帰宅する。
 - ・ 新年度始業日 ～ 9月30日 午後6時
 - ・ 10月 1日 ～ 春休み最終日 午後5時
- 四 友だちの家で遊ぶ場合は、次のことを注意する。
 - ・ 許可を得てから遊びに行く。
 - ・ マナーを守り、迷惑をかけない。
 - ・ 大人が留守の家の中では遊ばない。
- 五 子どもどうしで、物（カード、ゲーム等）の貸し借り、交換、あげたりもらったりしない。
- 六 金銭の貸し借り、おごり合いはしない。
- 七 次の場所には、子どもだけで行かない。
 - ・ スーパー、コンビニエンスストア、映画館、ゲームセンター、カラオケ飲食店、ファーストフード店、ボーリング場等
 - ・ 校区外、川、ため池 等
- 八 花火・爆竹・ライターやエアガン・電動ガン等、刃物等を使った危険な遊びはしない。
- 九 自転車は4年生での交通安全教室を受けた

後、交通ルールを守り、安全に気を付けて乗る。また、次のことを守ることとする。

- ・ ヘルメットをかぶり、自転車安全カードを携帯する。
- ・ 横断歩道は、自転車を押して渡る。
- ・ 国道は、自転車に乗らない。

十 マンション等の駐車場や他の家庭の敷地内、畑・水田で遊んだり、迷惑をかけたりする行為をしない。

十一 パソコン、携帯電話等の通信機器を使用する場合は、保護者の適切な管理下（家庭でのルールの確認、フィルタリング等の設定）のもとを使用する。

十二 万引き、窃盗、器物破損（故意）、喫煙、薬物乱用、飲酒、火気乱用、夜間徘徊、暴力行為等の問題行動（触法行為）はしない。

- ・ 児童の反省・更正・成長のため、警察と連携をとることがある。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

第15条 「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、児童が校内及び校外で問題行動を起こした場合は、よりよい生活を送るために、基本的対応を別途定める。なお、必要に応じて関係機関（教育委員会、警察等）と連携をとる。

第5章 規程の周知、施行に関すること

(規程の周知)

第16条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等を通して直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規程の施行)

第17条 この規程は、平成25年4月8日より施行する。

附則（令和7年規程改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

寺西小学校生徒指導規程 第15条により、次の通り定める
別表

問題行動種別			指導内容
1	持参物	○不要物 ・学校に必要のない物を持ってくる	1 1回目→その場で指導し一時的に預かり、放課後返却をする。保護者連携を行う。 2 2回目→その場で指導し一時的に預かり、保護者に返却。反省文を書かせるとともに、保護者連携、または保護者と学校面談を行う。
2	学級・学年及び朝の会等の活動等	○授業妨害 （注意をしても改善が見られない場合） ・ 私語 ・ 立ち歩き ・ 奇声 ・ 暴言 暴力 ・ 指示に従わない等 ○テストにおける不正	1 事実確認 2 個別指導 ・ 反省文を書かせる。 場合によっては、保護者に連れて帰ってもらう。 3 保護者連携、または、学校面談（本人、保護者、担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長 等） 4 継続指導 ・ 担任は日々の様子を学年主任等に報告するとともに適宜保護者連携する。 5 2回目以降は、他の児童に授業等の支障をきたさないようにするために、当該児童を別室で学習させることもある。また、引き続き個別指導、保護者連携を行う。
3	いじめ	○いじめ（加害者）	1 事実確認 2 個別指導（本人、担任、学年主任、生徒指導主事 等） ・ 反省文を書かせる。 3 学校面談（本人、保護者、担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長） 4 謝罪（本人と保護者で被害児童と保護者に謝罪） 5 継続指導 ・ 担任は日々の様子を学年主任等に報告するとともに適宜保護者連携する。 * 学級・学年・全校での指導を行う。

4	触法行為	○触法行為 ・ 万引き ・ 窃盗 ・ 器物破損(故意) ・ 喫煙 ・ 薬物乱用 ・ 飲酒 ・ 火気乱用 ・ 夜間徘徊 ・ 暴力行為等 ↓ 警察連携 (即時行う)	1 事実確認 2 警察連携 3 個別指導（本人、担任、学年主任、生徒指導主事 等） ・ 反省文を書かせる。 4 学校面談（本人、保護者、担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長） 5 継続指導 ・ 担任は日々の様子を学年主任等に報告するとともに適宜保護者連携する。 * 一緒にいた児童についても同じような指導をすることを基本とする。 * 触法行為については警察連絡を原則とする。 * 故意による器物破損の弁償については、保護者負担とする。
5	その他	○学校のきまり等に違反する行為 ・ 交通マナー、ルールの違反 ・ 服装等の違反 ・ 帰宅時刻 ・ 遊びのマナー、ルールの違反 ・ 児童だけの入店 ・ 金銭貸し借り、おごり合い ・ 物の貸し借り、交換 ・ 情報機器の不適切な使用 ○個別指導に相当する事案	1 事実確認 2 個別指導（本人、担任、学年主任、生徒指導主事 等） ・ 反省文を書かせる。 4 保護者連携、または、学校面談（本人、保護者、担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長） 5 継続指導 ・ 担任は日々の様子を学年主任等に報告するとともに適宜保護者連携する。 * 一緒にいた児童についても同じように指導をする。